

「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託
プロポーザル募集要項

散在地域を中心として、来日直後の外国人児童生徒等が、日本の学校生活について必要な知識や初期段階の日本語を集中的に身に付けることができるようにするために、同時双方向型のオンライン通信による日本語教育の講座を提供することを目的とした業務委託をするにあたり、プロポーザル方式により事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 名称

- ・ 「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託

2 業務内容

- ・ 別添1「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託仕様書のとおり

3 業務委託期間

- ・ 契約締結日から令和8年2月28日まで

4 上限費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・ 3,099,800円

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下、「法人等」という。）であり、以下の（1）から（8）までの全ての条件を満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同

法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (7) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) プライバシーマーク、ISMS 認証のうちいずれかを取得していること。
- (9) 小・中学校段階の児童生徒を対象としたオンラインによる日本語初期指導業務について、現在までに地方自治体との委託業務契約完了の実績があること。

2 企画提案書の作成

【様式 1】に準じて作成してください。用紙の規格等は、日本産業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可。）、使用する言語は日本語、文字サイズは 10 ポイント以上、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。両面印刷で 10 枚（20 ページ）以内とします。

【様式 1】の必須記載項目は以下のとおりとします。見積書は【様式 1】に含まれません。

- ・ 事業の概要
- ・ 本業務に対する考え方・実施方針
- ・ 委託業務契約完了実績
- ・ 実施体制
- ・ 実施内容（指導計画・指導内容・講師・教材・事前面談等）
- ・ 実施スケジュール
- ・ その他の提案について

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）から令和 7 年 5 月 2 0 日（火）
募集要項等に関する質問受付	令和 7 年 4 月 2 1 日（月）から令和 7 年 5 月 1 日（木）

プロポーザル参加申込受付	令和7年4月21日（月）から令和7年5月 1日（木）
企画提案書受付	令和7年4月21日（月）から令和7年5月20日（火）
プロポーザル評価会議	令和7年5月下旬（予定）
審査結果の通知・公表	令和7年5月下旬（予定）

※ 受付は、県の機関の休日を除く平日の9時～17時とします。

※ 募集要項等は岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表します。

「岐阜県ホームページトップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」

（https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1）

（２）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間 令和7年4月21日（月）から令和7年5月1日（木）17時まで

② 質問書提出方法

質問書（別紙１）を記載の上、岐阜県教育委員会 義務教育課 小中総合支援係宛てに電子メールで提出し、提出後は、下記の提出先に確認の電話をしてください。

※ なお、メールの件名は、「【会社名】岐阜県外国人児童生徒日本語初期指導支援事業 募集要項等に関する質問書」としてください。

③ 提出先

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係

TEL 058-272-1111（内線 8592）

E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに公開します。

「岐阜県ホームページトップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」

（https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1）

（３）プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間 令和7年4月21日（月）から令和7年5月1日（木）17時まで

② 提出書類

- ・ 参加申込書（別紙２）
- ・ プライバシーマーク、ISMS 認証のうちいずれかを取得していることを証明する書類
- ・ 小・中学校段階の児童生徒を対象としたオンラインによる日本語初期指導業務に係る地方自治体との業務委託契約完了実績を証明する契約書の写し等

③ 提出方法

義務教育課まで郵送又は持参により提出（期間内必着）してください。持参による受付は、土日及

び祝日を除く平日の9時から17時までとします。

持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。また、郵送で提出の場合は、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)

(4) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間 令和7年4月21日(月)から令和7年5月20日(火)17時まで

② 提出書類

ア 企画提案書【様式1】

イ 見積書【任意様式】

※ 企画提案書で提案した全ての内容を反映してください。(事業者独自の提案がある場合は、その金額も見積書に分けて記載してください。)

※ 合計金額及び積算内訳を記載してください。

ウ 法人等概要書【様式2】

エ 誓約書【様式3】

オ SDGsへの取組状況【様式4】

③ 提出部数

- ・ 上記(4)②ア・イ 紙媒体にて各2部
- ・ 上記(4)②ウ・エ・オ 紙媒体にて各1部

④ 提出方法

義務教育課まで郵送又は持参により提出(期間内必着)してください。持参による受付は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとします。

持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。また、郵送で提出の場合は、最終日の17時必着で、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ その他

- ・ プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。
- ・ 提出された企画提案書の内容に確認事項等がある場合は、質問をする場合があるので、応じてください。
- ・ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 参加に際しての注意事項

① 失格(無効)事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要項に違反すると認められる場合
 - オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ク 上限額を超える見積額の提案をした場合
 - ケ プロポーザル参加申込書提出後、本契約締結の日までに、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合
 - コ プロポーザル参加申込書提出後、本契約締結の日までに、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合
 - サ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
- ② 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
- プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
- 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（プロポーザル評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙3）を義務教育課に持参又は郵送により申し出てください。
- 持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。郵送の場合は、送付前に電話で連絡いただくとともに、必ず「配達記録郵便」等、配達の記録が残るものとしてください。
- （岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>）

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

(7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県教育委員会 義務教育課 小中総合支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 (岐阜県庁16階)

TEL 058-272-1111 (内線 8592)

E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) 電子メール送信の際は、件名に「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託プロポーザル」と記した上で送信してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託プロポーザル評価会議(以下、評価会議という。)が行います。

なお、評価会議では、下記3に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

日時：令和7年5月下旬（予定）

場所：岐阜県庁（岐阜県岐阜市藪田南2-1-1）（予定）

※ 後日、改めて企画提案参加者に開催日時・場所を通知します。

※ なお、WEB会議にて実施する場合があります。会議開催方法については後日通知します。

(2) 企画提案の所要時間（1提案者当たり）

- ・ プレゼンテーション 20分以内
- ・ 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

- ・ 開催日時、開催場所、各参加者の開始時間は後日通知します。

- ・ プレゼンテーション参加人数は、1 提案者当たり 2 名までとします。
- ・ 評価会議当日、新たな説明資料を追加することはできません。
- ・ 対面での実施の場合、パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。
- ・ 受付期間内に提出した企画提案書及び見積書のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・ 指定時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価・審査項目

- ・ 別表 「日本語初期指導支援事業（オンライン日本語初期指導）」に係る業務委託プロポーザル評価基準のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定

（1）選定方法

前記の評価結果を基に、次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員の前記の評価結果より、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1 位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5 者であれば5 点。）、2 位以下には順に 1 点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の評価が高い者を高い順位とします。なお、順位点の合計が同点かつ見積額の評価も同点の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ 評価会議構成員の評価点の合計が、総評価点満点の 60 %を基準点とし、評価点の合計が基準点を満たさない場合は、選定の対象としません。

（2）提案者が 1 者の場合の取り扱い

提案者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果が上記（1）⑤に該当しない場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。

提案者がいない場合、又は上記（1）⑤に該当する場合は、再度公募を実施します。

2 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、参加者に通知するとともに、次の内容を県ホームページ上で広報します。

- （1）最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点（提案価格も含む。）
- （2）全提案者の名称（申込順）
- （3）全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が 2 者の場合は公表しない。）
- （4）最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積金額から変更となる場合があります。

なお、決定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議した結果、合意ができなかった場合には、選定結果において評価の順位点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く）と協議を行います。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、岐阜県は契約の解除ができません。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要領及び同要綱及に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、原則として契約を解除します。

第9 問合せ先

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁16階）

TEL 058-272-1111（内線8592）

E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp